○国土交通省告示第千百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　中央自動車道長野線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
安曇野市豊科高家九七九番六から同市豊科高家九七四番一七まで	前	最大 一一六	一〇五
		最小 四八	
	後	最大 一二七	
		最小 六三	

○国土交通省告示第千百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十五日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
牧之原市静谷字源間山九六七番六から同市静谷字孫右エ門前山九〇一番四まで	前	最大 一二〇	六八
		最小 五五	
	後	最大 一五四	
		最小 五五	

○国土交通省告示第千百六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
横手市塚堀字塚越五一番一〇から同市塚堀字家西三四番二まで	前	最大 三五	八七
		最小 二八	
	後	最大 三五	
		最小 二三	

○国土交通省告示第千百六十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月十五日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道余市郡余市町登町三一八番七から同県余市郡余市町栄町六一一番二まで	最大 一七七	二、一七七
	最小 一一	
小樽市蘭島二丁目二三九番から同市新光町四〇三番六まで	最大 三九六	二一、二三〇
	最小 一一	

○国土交通省告示第千百七十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　名　　称　株式会社ＥＲＩアカデミー

二　住所及び講習事務を行う事務所の所在地　東京都港区赤坂八丁目十番二十四号

三　代表者の氏名　此川　和夫

四　登録の区分　一級建築士定期講習、二級建築士定期講習

五　役員の氏名　代表取締役　此川　和夫

取　締　役　庄子　猛宏

六　登録年月日　平成二十二年九月二十八日

七　登録番号　一級建築士定期講習　第九号

二級建築士定期講習　第八号

○国土交通省告示第千百七十一号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、松山空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については平成二十三年十月一日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十五年十月一日からそれぞれ適用する。

平成二十二年十月十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　第一種区域の指定を解除する区域

イ　次に示す区域

愛媛県松山市余戸南四丁目及び五丁目並びに同市余戸西一丁目及び四丁目

ロ　次に示す区域のうち松山空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に松山空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

愛媛県松山市余戸南六丁目、同市余戸西二丁目及び三丁目、同市東垣生町、同市西垣生町並びに同市南吉田町

二　第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

第二種区域及び第三種区域の全部

備考　一に掲げる区域は、平成二十二年十月十五日における行政区画によって表示されたものとする。